

特定非営利活動法人石州きずなの里
役員報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人石州きずなの里（以下「法人」という。）定款第19条の規定に基づき、法人役員報酬について必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規定で定める役員とは、法人の理事及び監事とする。

(報酬)

第3条 この法人は、役員は、無給とする。

(適用除外)

第4条 職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(改正)

第5条 本規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則 この規定は、2024年3月5日から施行する